

令和7年度 いじめ防止基本方針

本校では学校教育目標「ふるさとを愛し ころ豊かに 未来を創り出す 子どもの育成」を教育活動の基盤に置き、全校児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともにいじめを許さない学校づくりを推進する。

そのために日常の指導体制を定め、常にいじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とするものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨とするものである。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すものである。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題において、「いじめの理解」と「いじめの基本認識」を基に、教職員が常に子どもたちの声を真摯に聞くことに努め、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そして、子どもたちの現状から、今、何をどのようにすべきかについて、個の職員が抱え込むことなく、情報共有ができる同僚性に満ちた協働体制を構築していくことを前提としながら、いじめ防止を進めていく。同時に、また、家庭や地域、関係する専門機関とも連携しながら年間を通じた予防的、開発的な取り組みを計画、実施することが重要である。とりわけ、令和元年度設置された「新温泉町いじめ問題対策連絡協議会」との連携を図り、町教育委員会を通して重視する。

1 いじめの理解

◆「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が、在籍する学校に在籍している該当児童と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているものとする。

【平成25年法律第71号第2条】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめの定義には、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれているか否かに拘泥するのではなく、個々の行為が法律や条例上の「いじめ」に当たるか否かの判断については、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめの基本認識

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月）

3 いじめの現状

人間は本来、ものの感じ方、考え方がそれぞれ異なるものである。しかし、人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められないといった同質性、均質性を重視しがちな風潮が見られる。また、児童生徒の集団の中には、集団独自のルールが形成され、そのルールに反した場合は非難したり、ある個人を意図的に孤立させたりしようとする集団構造特有の問題が潜む場合があり、多くはSNS上においても同様の、あるいはそれ以上の傾向がみられる。習い事や地域活動など他の集団に属さない児童生徒にとっては、学校生活が家庭外の唯一の世界になる場合があり、いじめの被害者となった場合には居場所のない状況となる。

(1) 児童生徒を取り巻く社会の状況

① 家庭・地域社会の教育力

学校は積極的に地域との連携協力による教育活動の推進に努めており、保護者や地域住民の学校に対する関心や教育活動への参画意欲は高い。また、大人からほめられたり注意されたりした経験をもつ児童生徒の割合も高い。一方で、家庭環境の変化に伴い、地域社会との絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機会が減少している。また、人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の在り様が反映して、児童生徒が善悪を判断する明確な基準が見えにくくなるなど、大人の意識が児童生徒の考え方に影響を与えている。

② 高度情報化社会の進展

情報通信技術が著しく進展する中、スマホ等情報端末機器の普及により、児童生徒にとって、情報端末機器は学校教育のみならず普段の生活においても身近なものとなっている。しかし、児童生徒が日々使用するSNSやその他の情報の中には、他人の弱みを笑いものにししたり、暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。同時に、有害情報の氾濫等により、情報モラルが十分身に付いていない児童生徒がネットを介して犯罪に巻き込まれたり、SNS上での誹謗中傷、迷惑動画などからいじめや暴力行為に及んだりする事例が増加している。

また、いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童生徒の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

(2) いじめの状況

① 「目に見えにくい」いじめの増加

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は、仲間はずれや無視、いやがらせ、悪口など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害が周りには見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

② ネット上で行われるいじめの増加

SNSやその他のスマホアプリ上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。匿名性を悪用している意識が垣間見えたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。さらには、昼夜を問わず行われる傾向にある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。

4 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向

いじめ問題の克服に向けては、町教育委員会が町長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、学校と一体となって取り組んでいく。

また、取組の基盤として、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童生徒一人一人の人的成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」の4点とする。

*新温泉町教育委員会と兵庫県警察本部との相互連携に係る協定書（令和4年3月締結）

- (1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。～個の成長～
- (学校) 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動やスマホやSNS使用のルールづくり等について自分たちで考え実行する。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるように支援する。
 - (家庭) 子どもの個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身に付けさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係を育てる。
 - (地域) 地域の子どもは地域で守り育てるなど、地域の教育支援機能を活性化する。
- (2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～
- (学校) 教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を醸成する。そして、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、心身に障がいのある児童生徒や支援を要する児童生徒と、共に学び活動する等、インクルーシブな取り組みを推進し、相互理解を促進する。
 - (家庭) 家族の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。
 - (地域) 地域の中での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。
- (3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～
- (学校) 学校いじめ防止基本方針の見直しと更新を、実態に即して毎年行い、未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、教職員間の情報共有と家庭・地域との連携強化を図る。
 - (家庭) 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる家族関係を築く。また、子どもがいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考える。
 - (地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。
- (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。～いじめの問題への理解～
- (学校) 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、平素より児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。学校いじめ防止基本方針をHP上に掲載する。
 - (家庭) いじめが重大な人権侵害であることを保護者向け啓発資料等の活用により家庭での話し合いを深めるとともに、スマホ等情報端末機器の使用時間や方法等について家庭で話し合う。
 - (地域) 学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人社会の在り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

Ⅲ いじめの未然防止

いじめの問題の対応にあたっては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で児童生徒と向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となった継続的な取組が必要である。

- (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
- 自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。
- ① 児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が主体的に参加、活躍できる学校行事や分かる授業づくりを推進する。
 - ② 学校教育全体の場で生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育を充実する。
 - ③ 人権尊重の精神の涵養を図り、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育む。

(2) いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、何がいじめかを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づいた言動を行う態度を育てる。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は、寄り添いながら守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育てる。また、学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

教育は人格と人格のふれあいであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境である。児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、支援を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

(4) 児童生徒や学級の状況の把握

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わり手立てを講じる。

また、日記や生活ノート等を通して児童生徒の内面理解に努めるとともに、その有効な活用を図る。また、必要に応じて児童生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する調査等により、児童生徒や学級の状況を把握し、カウンセラーや特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら指導に生かす。

さらに、支援を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行う。

(5) 校内研修の充実

スクールカウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修をはじめ、「いじめ対応マニュアル（平成29年8月版）」や「いじめ未然防止プログラム」の活用等による校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの認知や防止、早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、早い段階からSCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

また、校内委員会（生徒指導組織、チーム会議等の改編）の定期的な開催とともに、必要に応じて情報共有や指導のあり方・連携について、即時対応を含めて十分な協議を行う。なお、体罰は児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No!体罰（平成25年7月）」「子どもが心を開く教師の『まなざし』（平成12年12月）」等、各種通知を活用した研修を実施する。

(6) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

児童生徒用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配布等、児童生徒及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について児童生徒、保護者、教職員、地域の理解を促進する。

(7) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保

ノー会議デー、ノー部活デーなど勤務時間の適正化にむけた取組を強化するとともに、学校業務改善を積極的に進め、教職員の心身の健康はもちろん教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

IV いじめの早期発見

いじめの問題については、早期発見が早期解決につながる。しかし予防こそ大切であり、そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所だったり、遊びやふざけあいを装って行ったりするなど、見えにくいものであることを踏まえ、いつでもどこでもいじめが起これるという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

(1) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で児童生徒のささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

(2) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行う。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、連絡帳、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間の設定や、各校の状況に応じて工夫した生活アンケート調査等を少なくとも学期に1回以上実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。生活アンケート等には必ず調査日を記入し、全員分の回答は卒業時まで、とりまとめた回答は5年間保存する。

(3) 相談しやすい環境づくり

① 町及び県、関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、個々の対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、迅速・的確に対応する。

② いじめを受けている児童生徒や周囲の児童生徒が、教職員や保護者に訴えることは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聞き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。周囲の児童生徒による訴えの場合は、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。

また、その訴えを受けとめた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し対応する。

なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の保護の取扱いについては明確にしておく。

(4) 「子ども相談室」の機能の充実

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、町教育委員会が設置し相談員を配備する。「子ども相談室」を総合的な相談窓口として機能を拡充し、「新温泉町教育支援センター」とする。

【場所】 浜坂子育て支援センター内（新温泉町浜坂 2669-11） 【曜日】 月曜日～金曜日

【時間】 8：30～17：15 【電話】 0796-82-6900

2 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策チーム、指導方針、計画作成、情報交換会	入学前のこども園との情報交換 学級づくり	
	学校運営協議会 学級懇談会	職員研修会 幼小中連携推進授業公開	
5月	情報交換会 (児童理解の会・生活部会)	ふれあい班活動(年間) 児童会あいさつ運動	運動会練習・運動会
	情報交換会 学校運営協議会		生活アンケート(全校)① 教育相談 授業公開
6月	情報交換会 学校自己評価		地区別懇談会 保護者懇談会
	情報交換会 学校自己評価		
7月	学校運営協議会 学校保健委員会 職員研修会 カウンセリング研修	地域行事参加 地区奉仕作業	
	情報交換会		
8月	情報交換会	6年修学旅行	
	情報交換会 職員研修会 学校関係者評価	人権講演会 5年自然学校	授業公開、生活アンケート② 教育相談 オープンスクール 授業公開 オープンスクール
9月	情報交換会	中学校の体験交流会	
	情報交換会 学校運営協議会		保護者懇談会
10月	情報交換会		
	情報交換会		
11月	情報交換会、学級懇談会 学校自己評価	入学説明会	生活アンケート③ 教育相談
	学校関係者評価		
12月	学校運営協議会	新1年生体験入学	保護者懇談会
	いじめ対策チーム、情報交換会、本年度のまとめ	中学への情報交換会 こども園からの情報交換会	
1月			
2月			
3月			

事案発生
いじめ対応
チーム職員
会議

《早期発見に向けた日常の取組》

あいさつ運動、登下校・昇降口の見守り、休み時間・昼休みの巡回、児童理解の会、「成長ノート」指導等、チャンス相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等

地域の協力を得る

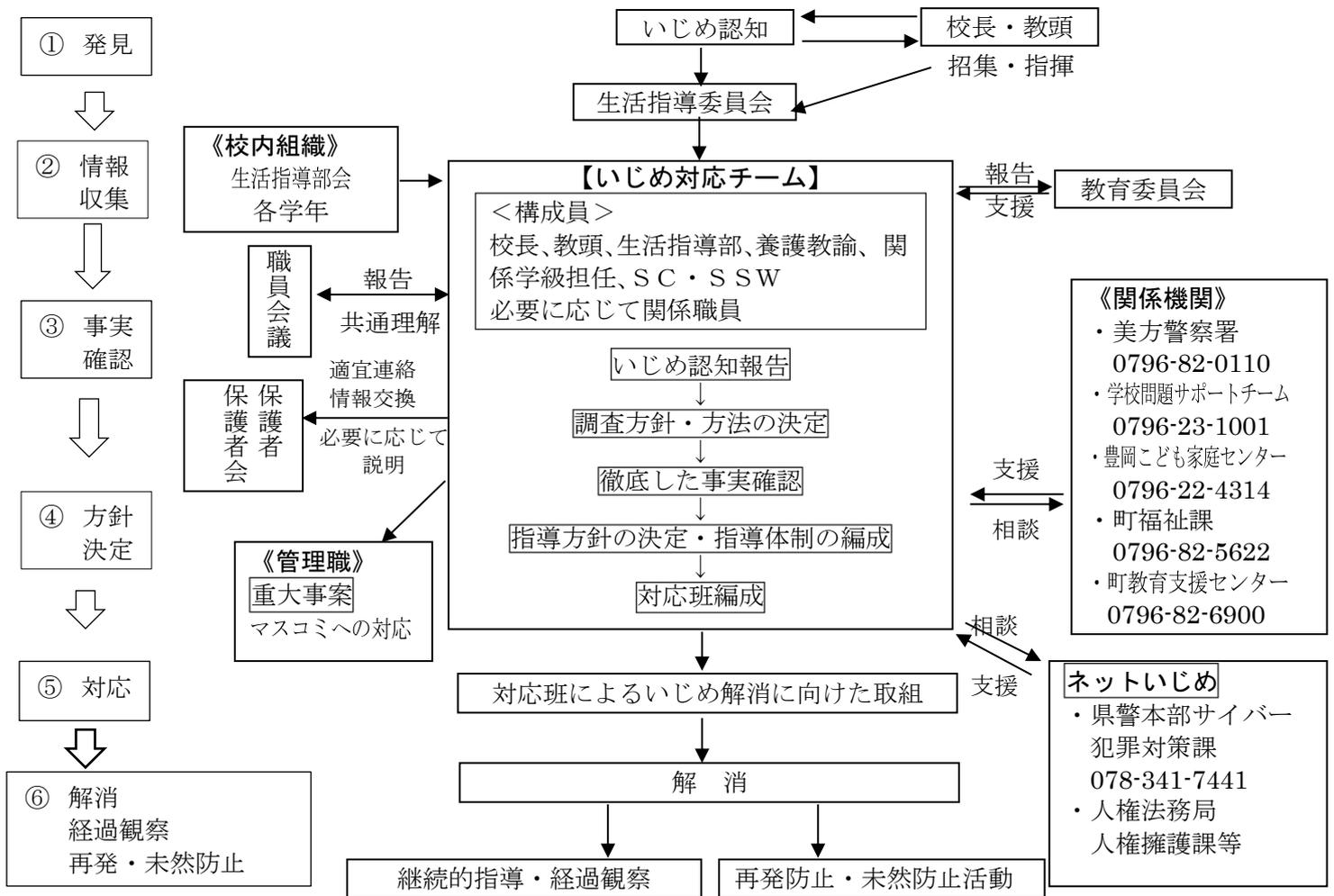
新温泉町青少年育成推進協議会などの学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが大切である。

民生・児童委員、登下校の見守り隊、子ども会、スポーツ21等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るような体制づくりに努めることが大切である。

VI いじめの早期対応

「いじめ」の定義に従い、いじめの兆候を発見したときは問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。教職員はいじめられている児童の心身の苦痛を取り除く指導を最優先かつ迅速に行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが大切である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守ることが重要である。

1 校内指導体制及び関係機関



- 児童を取り巻く大人達（教職員・家庭・地域）が「いじめ」の定義に従い、「いじめ」を認知し、社会通念上明らかに乖離していなければ、即座に校長（教頭）へ事実を報告することを最優先とする。また、社会通念上明らかに乖離している場合は、その状況を校長（教頭）に報告し、見守り及び適切な指導を加え、その経過及び結果を報告する。
- 「いじめ」事件発生後、すみやかに教育委員会や警察等の関係機関、及びPTA会長に報告する。教育委員会の支援のもと、校長のリーダーシップのもと、いじめ対応チームを核に学校全体で組織的に取り組み、解決にあたる。
- 被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。同時に、心のケアも開始する。
 - ・ いじめを発見したときは、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を取り取るなど、丁寧な対応を心がける。
 - ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケート及び心のケアを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。また、事案によっては、学年ならび学校全体の保護者に対して説明会を開催する。
- 解消に向け、当事者のみならず、双方の保護者と関係職員を交えて関係改善を行う。さらに、傍観者への指導も併せて行う。
- マスコミ対応が必要な場合は、対応窓口を教頭に一本化し、誠実な対応に努める。
- いじめ解消は、「いじめ」が止まっている状態が3か月間継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないことを目安とする。ただし、その後の経過観察、再発防止等については、継続して行う。
- 同対応組織及び対応について、PDCAのサイクルのもと、より実効性の高いものに改善していく。

いじめへの組織的対応の流れ

① いじめ情報の発見

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた児童を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

②③正確な実態把握 → ④指導体制、方針決定 → ⑤児童・保護者への指導・支援 → ⑥今後の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。 ・個々に聴き取りを行う。 ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ・ひとつの事象にとの全体像を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導のねらいを明確にする。 ・すべての教職員の共通理解を図る。 ・対応する教職員の役割分担を考える。 ・町教育委員会、関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。 ・いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せさせる。 ・指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・直接会って、具体的な対策を話す。 ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に指導や支援を行う。 ・カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校・学級経営を行う。
--	---	--	---

2 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの持つ、危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を常に把握し、家庭や地域への啓発、並びに関係機関とも連携した児童及び家庭における情報モラルの育成を図る。また、ネットをよりよく活用するためのルール作りを学校区として保護者と連携しながら進める。一方、ネットいじめは、表面化しにくい。そのため情報モラルの育成を基盤としながら、早期発見に向け、家庭と連携した対応が重要である。なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務についての周知を図る。

(1) 未然防止

生活アンケートの実施項目に、ネット使用状況の項目を加え、児童とネット及びネットを介した人間関係について、情報を集め、適宜指導を行う。また、PTAと連携した情報モラル教室を開催し、ネットに潜む危険性に気付かせ、被害者及び加害者にならない意識を児童に育ませる。

また、PTAと連携しながら、家庭と連携したネットとの付き合い方に関するルールづくりを進める。

(2) 早期発見

生活アンケートや日頃の児童の会話や様子観察、また、保護者と面談等により、ネットのトラブルに巻き込まれたり、そこからいじめを受けたりしているサインを見逃さないように、保護者との連携を深める。

(3) 早期対応

インターネットを介して行われるいじめや人権侵害を発見した場合は、その書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。また、被害者の心のケアに努めながら、加害者の特定に向けて、家庭や専門機関との連携を図る。仮想空間で行われる「いじめ」事象のため、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、人権相談窓口や警察等の専門機関とも連携して対応していく。

3 重大事態への対処

〔重大事態〕 いじめ防止対策推進法 第28条より

【1号事案】

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【2号事案】

相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

(1) 調査の方法

① 調査主体

町教育委員会または当該校が主体となる。なお、町教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や助言、人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査を行うための組織

当該校又は町教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

町教育委員会が調査を行う際には、専門的知識及び経験を有する委員を委嘱し、第三者機関として「新温泉町いじめ問題調査委員会」を設置し調査にあたる。

いじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、警察署と連携して対処していく。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等は、関係者の連携の下、適切に行われなければならない。「新温泉町いじめ問題調査委員会」は、いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係について速やかに調査を行う。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。調査により、学校と教育委員会がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、学校又は町教育委員会は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

(2) 調査のあり方

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

当該校は、調査を開始する前に、被害者・保護者に対して、被害者等の意向を踏まえた調査となるよう丁寧に説明を行うこと。その上で、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。この取組を受け、町教育委員会はより積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該校は、児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

当該校又は町教育委員会は事案発生24時間以内に、県教育委員会を通じて文部科学省への報告を行う。自殺の背景調査を実施する際には、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮し確認しながら行う。自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(改訂版)を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。

- ・ 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ ただちに指導記録を確認し、3日以内に全教職員聴取、関係の深い児童生徒への聴取を行う等、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性などがあることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（2017年版）」を参考にする。

（3）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

当该校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告に努める。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい、起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている児童

●日常の行動、表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻、欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- とくどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中、休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 1人であることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 1人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある
- クラブ活動や社会体育等を休むことが多い
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう